

問1 (憲法)

以下の事案に含まれる憲法上の問題点について論ぜよ。

連続殺傷事件の被疑者である少年について、本人の実名を用いて報道する記事が週刊誌に掲載された。少年側から週刊誌を発行する出版社に対しプライバシー等の侵害を理由として損害賠償を求める訴訟が提起され、現在地方裁判所で係争中である。A市の各図書館では、少年側から訴訟が提起されていることを受け、問題の記事は少年法第61条の推知報道禁止の趣旨に反するおそれがあるとして、記事が掲載されている雑誌について閲覧禁止の措置を執った。A市の市民Xは、近所の図書館を訪れ当該記事の閲覧を求めたが、図書館側は、規則上、特に必要と認める場合には資料の利用方法を制限することができることになっているとして、閲覧を認めなかった。

【参考条文】 少年法

(記事等の掲載の禁止)

第61条 家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

問2 (行政法)

次の設例を読み、以下の設問①～③に答えよ。

(設例)

A社がY大臣から競輪の場外車券発売施設(本件施設)の設置許可を得たところ、本件施設の設置場所から約200mないし約300mの区域に居住している住民X1～X20が、本件施設の設置・運営により風紀・交通秩序などの生活環境が悪化するおそれがあることを主張して、また、本件施設から約100mの場所で医療施設を営んでいるX21、本件施設から約800mの場所で医療施設を営んでいるX22は、健全な環境下で円滑に業務を行う利益を害されるおそれがあることを主張して、本件許可処分の取消しを求める訴えを提起した。

本件許可処分に係る根拠法律の委任規定に基づいて、設置基準等の詳細を定める同法施行規則には、本件原告らに關係するものとして、次のような規定があった。

- (1) 位置基準…医療施設から相当の距離を有し、当該医療施設に対し保健衛生上著しい支障を来すおそれがないこと
- (2) 周辺環境調和基準…施設の規模・構造・設備・配置が周辺環境と調和していること
- (3) 申請書の添付資料…施設周辺1000m以内に存在する医療施設の位置・名称を記載した施設付近の見取図

設問①

上記設例において、X1～X22のいずれにも原告適格を肯定するにはどのような理由・根拠付けが考えられるか。まず、原告適格に関する行政事件訴訟法の規定、及び判例・通説の考え方(以下、「通説」とする。)を示し、通説の立場に立った上で、【X1～X20】、【X21】、【X22】の3グループに分け、各グループごとに答えよ。

設問②

上記設例においてX22の原告適格を否定するとした場合、どのような理由・根拠付けが考えられるか、通説の立場に立った上で答えよ。

設問③

上記設例においてX1～X20の原告適格を否定するとした場合、どのような理由・根拠付けが考えられるか、通説の立場に立った上で答えよ。

問3（政治学）

現代日本政治において「政治主導」はどのような形で表れているか。制度の変更によるものを二つ以上挙げて説明せよ。その際に、それらが登場した経緯についても言及すること。

問4（経済学）

情報の非対称性に関する以下の設問①及び②に答えよ。

設問①

情報の非対称性をもたらす問題の一つに逆選択がある。逆選択とは何かについて例を挙げながら説明せよ。その際に、モラル・ハザードと逆選択がどのように異なるかについても言及すること。

設問②

逆選択問題を解決するためにどのような手段があるのかについて説明せよ。その際に、情報を持っている側が取り得る手段、情報を持っていない側が取り得る手段に分けて、それぞれ例を挙げながら論述せよ。